

会 議 録

会議の名称	第 1 2 回行田市市民公益活動推進委員会
開催日時	平成 2 5 年 4 月 2 4 日（水） 開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 1 時 3 0 分
開催場所	行田市産業文化会館 2 階 2 B 会議室
出席者氏名	園田佳代子委員、齋藤貴美子委員（代理：石井紀子氏）、 徳重總章委員（代理：稲葉誠一氏）、中村博行委員（代理：岩永照夫氏）、 町田光委員（代理：須加和隆氏）、村澤洋委員、田尻要委員、 矢本政子委員
欠席者氏名	塚本信夫委員、杉田政道委員、吉野渥美委員、 長澤理香オブザーバー、矢部正オブザーバー
事務局	門倉課長、吉田主査、秋田主事
会議内容	司会 吉田主査 議事 (1) 条例に基づく行田市市民公益活動推進委員会の設置について (2) 行田市市民公益活動推進委員会の平成 2 5 年度スケジュールについて (3) 「市民活動やる気応援助成金申請（募集）要項」及び「市民公益活動推進委員会委員公募」について (4) 「みずしろフェスタ」について (5) その他
会議資料	【資料 1】 行田市市民公益活動推進委員会設置要綱 【資料 2】 平成 2 5 年度行田市市民公益活動推進委員会年間スケジュール（案） 【資料 3】 行田市市民活動やる気応援助成金交付要綱 【資料 4】 平成 2 5 年度行田市市民活動やる気応援助成金募集要項 行田市市民公益活動推進委員会公募市民選出委員応募用紙 行田市市民公益活動推進委員会団体関係者選出委員応募用紙
その他必要事項	2 5 年度より委員会に加わりたいとの申し出があった 3 名が出席 関川忠彦氏、金原二郎氏、串田隆義氏 ものづくり大学院生：安部隆久氏、木村奏太氏

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司 会	1 開会
委員長	2 委員長挨拶
司 会	3 協議事項
議 長	・ 委員長に議事の進行をお願いする。
	・ 議事に入る。
	・ 協議事項の(1)条例に基づく行田市市民公益活動推進委員会の設置について事務局から説明をお願いする。
事務局	・ 協議事項の(1)条例に基づく行田市市民公益活動推進委員会の設置について
	＜資料に基づき説明＞
委 員	・ 会議内容により専門性のある人を呼べるようにすべきでは。
事務局	・ 委員は委員で必要人数を任用し、専門的な人材が必要な場合には、現在の要綱では第6条の4で呼ぶことが可能である。条例になっても、同じである。
議 長	・ 必要に応じ、会議に委員以外の者を呼ぶことができるのであれば、こういった専門的な人を呼べばいいのか、その都度、意見を出してもらいたい。
委 員	・ 市民公益活動の定義付けは、どうなっているのか。
事務局	・ 平成21年度に策定した行田市市民公益活動促進のための基本方針や実施計画、行田市市民公益活動団体登録要綱の中で定義付けをしている。
議 長	・ 市民のためになる活動であれば、全て当てはまると思う。
	・ 次に協議事項の(2)行田市市民公益活動推進委員会の平成25年度スケジュールについて事務局より説明をお願いする。
事務局	・ (2)行田市市民公益活動推進委員会の平成25年度スケジュールについて
	＜資料に基づき説明＞
委 員	・ 新たに条例で委員会を設置し、委嘱しなすのであれば、委員会の回数も第1回からにしたほうがよいのではないか。
事務局	・ 平成何年度の第何回という表現より、通算にしたほうが分かりやすいと考え、通算回数にしている。条例設置後、第1回からにすると最

	初の第1回と間違えやすいことも考えられる。どちらがよいかは検討する。
委員 事務局	・委嘱期間が2年なら、4月で切り替えがよいのでは。 ・8月に委嘱すれば、次も8月になる。期間が2年と定めてあるため、難しい。また、4月では、事務局が異動で変わることがある。委員は2年任期で再任せず、別の方でお願いしたいと考えているため、4月にした場合、事務局と委員が同時に代わることになるため、ずれていたほうがよい。
議長	・次に協議事項の(3)「市民活動やる気応援助成金申請（募集）要項」及び「市民公益活動推進委員会委員公募」について事務局より説明をお願いします。
事務局	・(3)「市民活動やる気応援助成金申請（募集）要項」及び「市民公益活動推進委員会委員公募」について
	＜資料に基づき説明＞
委員 事務局	・要綱第8条の2、必要な協力とはどの程度か。 ・特に定めていないが、多くの市民や団体に知ってもらうための発表等をしてもらうことである。
委員 事務局	・市のイベントにも参加する必要があるのか。 ・地域づくり支援課のイベント、NPOが集まる場等での情報提供である。
委員 事務局	・実施した内容をまとめ、掲示するだけでもいいのか。 ・掲示だけではなく発表することにより、視覚や聴覚等から伝えていただきたい。
委員 事務局	・自治会内の回覧や自治会館の中での発表でよいか。 ・1つの自治会館の中でではなく、広く多くの市民に伝えることができる場で発表することが必要である。活動が広がっていくことが重要である。
委員 事務局	・成果発表会などを決めてやったほうがいいのか。 ・報告会で発表とすると、その時に発表すればよいとなってしまう、広く市民に伝えることが出来なくなってしまうため、あえて設けなかった。できる限り多くの機会に発表してほしい。
委員	・審査は委員会で行うのか。

事務局	・ そうである。委員会で提案内容を発表してもらい、内容について、委員が審査基準に基づき審査する。
委員	・ 委員になっている団体も助成を受ける場合、申請が必要か。
事務局	・ 手続は同じである。ただし、委員が属している団体から提案があった際は、その委員は審査の時に、席を外してもらうことになる。
議長	・ 成果の発表の程度もこの委員会で決めていけばいいのではないか。 ・ 助成を受けて終わりとなってほしくための８条の規定である。 ・ 募集要項の提案の流れにもあるが、審査だけが委員会の目的ではなく、事業の提案から完了までを手伝い、団体を育てるのがこの委員会の一番の役目である。
委員	・ 助成を受ける団体は、ホームページ等で公開するのか。
事務局	・ 申請段階では考えていない。
委員	・ 採択された内容は公開すべきでは。こういった内容なら対象になるのか知ることが重要である。
事務局	・ どういったものが対象というのではなく、その団体が新たに取り組む内容であるかが重要である。
委員	・ 報告の時点で公開すればよいのではないか。
委員	・ 交付決定団体については、公開してもよいのではないか。公開することにより、今年度何件採択されていて、枠がどのくらい残っているのかが分かる。
議長	・ 交付決定段階での公開は必要と考える。
事務局	・ 了解した。
委員	・ 最初に提案し、その後、助成金申請をする流れということか。
事務局	・ 最初に提案してもらい内容が審査基準にあっているかを審査する。 交付申請はあくまで事務手続きである。
議長	・ 次に協議事項の(4)「みずしろフェスタ」について事務局より説明をお願いします。
事務局	・ (4)「みずしろフェスタ」について ＜日程及び予算について説明＞
議長	・ 日程については、最終日を時代祭りに合わせ、４日でよいのではないか。
委員	・ よい。

議 長	『11月7日（木）～11月10日（日）』で決定。 ・予算については、出展料を取るのも1つの案である。他の方法として、委員会が条例設置機関になれば、報酬が支給される。その報酬を受け取った後、有志で蓄えておき、実行委員会に寄附し、運用するというのはいかがでしょうか。
委 員	・その案がよい。出展料はとらないほうがよい。
議 長	・皆さんもよろしければ、その方向で進めさせていただく。
委 員	・よい。
議 長	・(5)その他について事務局より何かあるか。
事務局	・24年度、コミュニティセンターみずしろの耐震診断を実施し、耐震工事の必要があるとの結果が出た。工事自体は26年度だが、工事の期間中は、コミセンを休館することとなる可能性もある。詳細が決まったら、早めに周知は行う予定である。
議 長	・他に何かあるか。
	・以上で、本日の議題をすべて終了とする。
事務局	・以上で、第12回行田市市民公益活動推進委員会を閉会とする。
	＜閉会＞